

都教学第3487号

令和2年2月28日

保護者 各位

都城市教育委員会

学校教育課長 深江 祐史

**新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間中における
日本スポーツ振興センター災害共済給付の取扱いについて（お知らせ）**

平素より、本市の教育活動に御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。
さて、学校を通して御連絡をさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染
拡大防止のため、都城市立の全小・中学校においても3月2日（月）から当面の間、臨
時休業とすることを決定しております。この期間中の、日本スポーツ振興センター災害
共済給付（JSC）の取扱いについてお知らせいたします。

日本スポーツ振興センター災害共済給付に加入いただいている場合、通常、学校の管
理下で生じた負傷や疾病等につきましては、日本スポーツ振興センターより、その治療
費や見舞金の給付が保護者の皆さまに行われます。（対象となる負傷や疾病等には条件
がございます。）

今回の臨時休業期間中の学校において、児童生徒のケガ等が発生した場合につきまし
ては、災害共済給付の対象となるかどうかについて、日本スポーツ振興センターに確認
いたしましたところ、現在文部科学省と協議中であり、今後の方針については決定して
いないとのことでした。方針の決定時期についても未定であり、給付の対象とならない
可能性もございます。

臨時休業期間中のお子様の登校につきましては、このことについて何卒ご留意いた
だきますようお願いいたします。今後の方針が決定次第、学校を通して御連絡させてい
だきます。

急な対応をお願いすることになり、御迷惑をおかけいたしますが、国をあげての感染
拡大防止対策という趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

【文書取扱】

青少年指導担当 栗野

TEL 0986-23-2186